

旭川市嵐山レクリエーション施設の魅力向上に
向けたサウンディング型市場調査

実施要領

令和8年3月

旭川市観光スポーツ部スポーツ推進課

目次

1	調査の名称	1 ページ
2	調査の趣旨	1 ページ
3	施設の概要	1 ページ
4	調査の項目	2 ページ
5	調査に係る基本条件	2 ページ
6	調査の実施	3 ページ
7	担当・お問合せ先	6 ページ

【様式】

- ・現地見学会・説明会参加申込書（様式1）
- ・質問票（様式2）
- ・サウンディング型市場調査参加申込書（様式3）
- ・対話シート（様式4）

【資料】

- ・施設の詳細

1 調査の名称

旭川市嵐山レクリエーション施設の魅力向上に向けたサウンディング型市場調査

2 調査の趣旨

嵐山レクリエーション施設は豊かな自然環境を生かし、パークゴルフやデイキャンプを楽しむことができる憩いの施設として平成18年に設置され、これまで多くの方々に親しまれてきました。特にパークゴルフ場は全72ホールと道内最大規模を誇り、これまで多くの大会が開催されてきたところです。

しかしながら、近年のパークゴルフ人口の減少に伴い、施設の利用者数も年々減っている状況であり、これまでとは別の新しいサービスの提供や利活用の方法を検討することが必要と考えています。

こうしたことから本調査では、民間事業者との対話を通じて、様々な視点から施設の現状を把握し、利用者により親しまれる魅力的な施設の活用方法や最適な管理運営方法を検討するための情報を収集することを目的として、サウンディング型市場調査（以下「調査」という。）を実施します。

3 施設の概要

施設名	規模	備考
所在地	－	旭川市江丹別町嵐山
開設年度	－	平成18年度
現管理方式	－	指定管理者
パークゴルフ場	5ha	全8コース72ホール
センターハウス	412㎡	総合案内・受付、そば屋、売店、自動販売機、シャワー室、トイレ、会議室、休憩室、ロビー
冒険広場	10,000㎡	54mのローラースライダーなど遊具あり
デイキャンプ場	2,800㎡	バーベキュー広場等
こもれび広場	560㎡	延長580mの森林散策路
芝生広場	3,800㎡	芝生広場の一部にドッグランを設置（H27から） イベントなどにも利用できる
駐車場	166台	第1駐車場94台＋バス2台、第2駐車場70台

施設の詳細については、別紙「施設の詳細」を御確認ください。

4 調査の項目

主に次の点について御意見・御提案をいただき、対話を進めていきたいと考えています。

- (1) 施設現状について
 - ・施設の魅力やポテンシャル
 - ・建物・設備などハード面に対する評価
 - ・実施している催しなどソフト面に対する評価
 - ・施設が抱える課題
- (2) 市民サービス向上に向けた取組
 - ・建物・設備などハード面の改善策案
 - ・催しなどソフト面での新たな提案
 - ・その他市民サービスの向上に有効な取組
- (3) 最適な運営方法について
 - ・指定管理者制度を継続した場合の課題や問題点
 - ・その他、今後の運営方法に関する提案
- (4) 施設の管理運営への参画意欲
 - ・当該施設への管理運営に参画する意思
 - ・参画する場合の課題や条件、参画方法（方式）
 - ・参画後の施設の将来像（利用者数、収益見込みなど）
 - ・その他配慮を必要とする事項

5 調査に係る基本条件

調査項目についての御意見、御提案の際は、以下の条件を前提としてください。

- (1) 施設の管理運営について
 - パークゴルフ場の運営継続が最低限の条件になります。ただし、必要に応じた規模の縮小も可能です。
 - なお、現在の指定管理者の指定期間満了（令和10年3月末）までは、御提案のあったサービスの導入ができない可能性がありますので御了承ください。
 - 対話結果の全てを必ずしも反映させられるものではないことについても、あらかじめ御承知おきください。
- (2) 近隣住民への配慮
 - 地域住民や利用者の意見・要望などを施設の管理運営に反映させることとなります。特に、近隣住民の生活を脅かすような騒音の発生などについては十分に配慮してください。

(3) 法令の遵守

旭川市嵐山レクリエーション施設条例（平成 17 年旭川市条例第 45 号）、旭川市嵐山レクリエーション施設条例施行規則（平成 26 年旭川市規則第 18 号）及び関係法令を遵守してください。

6 調査の実施

(1) スケジュール

内容	時期
・実施要領の公表・配布開始 本要領	令和 8 年 3 月 3 日（火）から令和 8 年 6 月 1 9 日（金）まで
・現地見学会・説明会の申込期間 現地見学会・説明会参加申込書 （様式 1）	令和 8 年 3 月 3 日（火）から令和 8 年 4 月 3 0 日（木）まで
・質問票の提出期間 質問票（様式 2）	令和 8 年 3 月 3 日（火）から令和 8 年 7 月 1 7 日（金）まで
・現地見学会・説明会の開催日 （嵐山レクリエーション施設）	令和 8 年 5 月 1 9 日（火）
・対話への参加申込期間 サウンディング型市場調査参加申込書 （様式 3）	令和 8 年 5 月 2 0 日（水）から令和 8 年 6 月 1 9 日（金）まで ※トライアル・サウンディングを希望される方は、「トライアル・サウンディングについて」の内容を確認していただき、御相談ください。
・対話シートの提出期間 対話シート（様式 4）	令和 8 年 5 月 2 0 日（水）から令和 8 年 8 月 7 日（金）まで
・対話の実施期間	令和 8 年 6 月 2 2 日（月）から 8 月 3 1 日（月）まで ※日時は個別にご相談させていただきます。
・結果の公表	令和 8 年 9 月下旬（予定）

(2) 各手続きの詳細

ア 実施要領の公表・配布

実施要領、様式及び資料を本市ホームページで公表しています。

紙での配布を御希望の方は、令和 8 年 6 月 1 9 日（金）までにスポーツ推進課の窓口にお越しください。

イ 現地見学会・説明会の開催

現地見学会・説明会への参加を希望される方は、現地見学会・説明会参加申込書（様式1）を電子メールで「7 担当・お問合せ先」に記載されている電子メールアドレスにお送りください。受付後、説明会の詳細な案内を電子メールにてお送りします。

（ア）申込期間

令和8年3月3日（火）から令和8年4月30日（木）まで

（イ）電子メール送信時の件名

「嵐山レク説明会参加申込み」としてください。

（ウ）現地見学会・説明会の開催日時

令和8年5月19日（火）午前10時から

ウ 質問の提出

調査に関する質問がある場合は、質問票（様式2）を作成し、担当まで電子メールでお送りください。

（ア）提出期間

令和8年3月3日（火）から令和8年7月17日（金）まで

（イ）電子メール送信時の件名

「嵐山レクのサウンディング型市場調査【質問】」としてください。

エ 対話への参加申込み

対話に御協力いただける場合には、サウンディング型市場調査参加申込書（様式3）を、担当まで電子メールで送信してください。

（ア）提出期間

令和8年5月20日（水）から令和8年6月19日（金）まで

（イ）電子メール送信時の件名

「嵐山レク対話参加申込み」としてください。

オ 対話の実施

様式3を提出後、「4 調査の項目」の内容を踏まえた提案を「対話シート」（様式4）に記載していただき、担当まで電子メールで送信してください。内容を確認させていただき、対話の日時を調整させていただきます。なお、アイディア及びノウハウ保護の観点から、対話は事業者様ごとに個別で実施します。

（ア）提出期間

令和8年5月20日（水）から令和8年8月7日（金）まで

(イ) 電子メール送信時の件名

「嵐山レク対話シート」としてください。

(ウ) 対話の実施期間

令和8年6月22日(月)から令和8年8月31日(月)まで

(エ) 対話の実施場所

詳細は別途連絡します。

カ トライアル・サウンディングの実施

トライアル・サウンディングを希望される場合は、現在の指定管理者であるグリーンテックス株式会社とのスケジュールを調整する必要があるため、御希望の時期に実施できない場合がありますので御了承ください。

トライアル・サウンディングに関する詳細は、「トライアル・サウンディングについて」を御一読いただき、不明な点は担当まで直接お問合せください。

キ 結果の公表

調査結果につきましては、市のホームページにて公表いたします。公表にあたっては、参加事業者様のアイディア及びノウハウ保護の観点から、公表前に内容を確認していただきます。なお、参加事業者様の名称は非公表とします。

(3) その他

ア 調査の参加要件

調査の参加対象者は、施設の活用に興味や参加の意向を有する法人又は法人のグループとします。法人の規模等は問いません。なお、法人又はその代表者が次のいずれかに該当する場合は、本調査に参加することができません。

(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されている者

(イ) 参加申込書提出時点で、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者

(ウ) 破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者又は同法附則第2条の規定による廃止前の破産法第132条若しくは第133条の規定による破産の申立てがなされている者

(エ) 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生・再生手続中の者

(オ) 旭川市暴力団排除条例(平成26年旭川市条例第16号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員に該当する者

(カ) 国税及び地方税について滞納がある者

イ 対話の不実施

提出された対話シートの内容が調査の趣旨から逸脱していると考えられるものについては、対話を実施しない場合があります。あらかじめ御了承ください。

ウ 対話実績の取扱い

対話参加実績については、対話以降に本施設の管理運営等に関する指定管理者等の事業者公募が実施される場合にあっても、対話参加者に優位性を持たせるものではありません。

エ 調査に関する費用

調査への参加に要する費用（書類作成、説明会及び現地見学、調査参加に要する旅費等）は参加事業者の負担とします。

オ 追加対話への協力

必要に応じて追加対話を行うことがあります。その際は御協力をお願いします。

カ 提出書類の取扱い

提供いただいた資料の所有権は本市に無償で譲渡するものとし、返却しません。また、提供いただいた資料の著作権はそれぞれの事業者に帰属しますが、本調査の目的を達成するための、組織内で複製及び配付することがあります。

キ 参加事業者の取扱い

施設の管理運営等に関する事業者を公募する際に、調査の参加実績があることで優位になることはありません。

7 担当・お問合せ先

旭川市観光スポーツ部スポーツ推進課 本地（ほんじ）

住 所：旭川市7条通10丁目（第2庁舎5階）

電 話：0166-23-1944

ファクス：0166-26-8624

メー ル：kokusai-yuchi@city.asahikawa.lg.jp